

## 熱中症に気をつけましょう

熱中症は、夏の暑い日だけでなく、急に気温が上がる日などに発症する場合があります。また、室内や夜間でも注意が必要です。

●高齢の方やお子さんは特に注意が必要です。

**高齢の方** 暑さや水分不足に対する感覚機能や、暑さに対する体の調整機能が低下しています。のどが渇いていなくても、こまめに水分補給をしましょう。

**子ども** 大人に比べ体温が上昇しやすいため、より注意が必要です。また、地面に近いほど気温が高くなるので、外出時は日陰を利用する等しましょう。

●室内では、エアコンや扇風機を使い温度調節をしましょう。室温は28℃が目安ですが、体調にあわせて下げる等の対応をしてください。なお、室温28℃はエアコンの設定温度ではありません。

●就寝中を含め、室内でも熱中症になることがあります。我慢せずに冷房を入れ、扇風機を利用しましょう。

☎世田谷保健所健康企画課 ☎5432-2472 FAX5432-3022

## 「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」の申請期限が延長されました

初回(3か月分)、再支給(3か月分)ともに申請期限が延長されました。

備 新たに対象と想定される世帯や、再支給の対象世帯には申請書類を順次お送りします。詳しくは、区のホームページをご覧ください。

申 8月31日(消印)までに、申請書類を郵送で生活福祉課(☎5432-2188 FAX5432-3020)へ

☎世田谷区新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金コールセンター  
☎03-6366-1403(平日午前8時30分～午後6時)

## 事業者の皆さんを支援します

アフターコロナを見据え、事業環境の変化に対応する区内小規模事業者等を支援します。

### ①地域連携型ハンズオン支援事業SETACOLOR LIGHT(2次募集)

区内のビジネスの現場で活躍する専門家が2回のグループセッションを通じ、プロジェクトの計画策定を支援します。また、必要な経費の一部を補助します。

補助限度額/50万円 補助率/3分の2

募集期限/8月31日

備 詳しくは、ホームページ(HP<https://setacolor.tokyo/>)をご覧ください。

### ②中小事業者経営改善補助金

コロナ禍での新しい生活様式への対応や、販路拡大、事業のオンライン化等の取組みに必要な経費の一部を補助します。

補助限度額/30万円 補助率/3分の2

応募条件/(公財)世田谷区産業振興公社が実施する中小企業診断士との面談を受け、事業計画の実効性、経費の必要性などの確認を得る必要があります。

備 7月1日から受付(先着順。30事業者程度)。詳しくは、募集要領(区のホームページにあり)をご覧ください。

担当=商業課

☎1 商業課 ☎3411-6667 FAX3411-6635、  
☎2 (公財)世田谷区産業振興公社  
☎3411-6608 FAX3411-6610

## みどり豊かなまちをめざして

### ①建築行為等に伴う緑化は届出が必要です

区内で、一定規模以上の建築行為等を行う場合、みどりの基本条例や都市緑地法に基づく届出(申請)が必要です。緑化基準や手続きの詳細を記載した「みどりの計画書兼みどりの計画確認書 提出の手引き」及び「みどりの計画書兼緑化率適合証明申請書 提出の手引き」(総合支所街づくり課、都市計画課、みどり政策課で配布)をご覧ください。区のホームページからもご覧になれます。

### ②緑化施設の巡回確認をしています

区では平成22年10月1日から、都市緑地法に基づく緑化地域制度を導入し、一定規模以上の敷地で建築行為を行う場合に、敷地の一定割合を緑化することが法律に基づく義務となりました。

緑化地域制度が適用された建築物は、基準以上の緑化率を将来にわたって維持し続けなければならないことから、緑化地域制度が適用された建築物に対し、年間を通じて緑化の維持管理状況を巡回確認しています。みどりを守り、さらに増やしていくため、巡回確認の実施にご協力をお願いします。

### ③緑化に伴う工事費用を助成します

- ①生垣・植栽帯・シンボルツリー…新たに生垣・植栽帯・シンボルツリーを接道部に造成する場合、一定の条件により緑化工事費用の一部を助成します。
- ②事業用等駐車場の緑化…事業用駐車場(建築物の敷地に含まれていないもの)を新たに緑化する場合、一定の条件により緑化工事費用の一部を助成します。
- ③屋上・壁面緑化…新たに建築物の屋上及び外壁面等に緑化を行う場合、一定の条件により緑化工事費用の一部を助成します。

### ④移植に伴う工事費用を助成します

建物の新築や増改築等により、やむを得ず樹木を移植する場合、その費用の一部を助成します。

対象樹木/幹周り80cm(地上1.5mの高さで測定)以上または高さ10m以上の樹木 助成金額/工事費用の2分の1

助成限度額/1本10万円、1敷地50万円 ※区指定の保存樹木は別途上限あり。

### ⑤市民緑地契約による民有樹林地の保全を進めています

市民緑地制度では、面積300平方m以上の民有樹林地等を5年以上一般公開することで、樹木の維持管理の支援や、固定資産税の免除、相続税の評価減(20年以上の契約)等税制上の特例を受けることができます(現在、区内に14か所の市民緑地あり)。詳しくは、お問い合わせください。

共通事項 備 ③④いずれも施工前の手続きが必要です。詳しくは、区のホームページをご覧ください。

☎みどり政策課 ①～③ ☎6432-7905 FAX6432-7989 ④ ☎6432-7904 FAX6432-7989 ⑤ (一財)世田谷トラストまちづくり ☎6379-1620 FAX6379-4233

## 新型コロナウイルス感染症に関する相談

発熱や咳・痰、全身のだるさなどの症状がある方は、まずは「かかりつけ医」に電話でご相談ください。

■「かかりつけ医」がない、相談する医療機関に迷う等の場合

世田谷区発熱相談センター ☎03-5432-2910(平日午前8時30分～午後5時15分)

東京都発熱相談センター 症状のご相談=☎03-5320-4592 ☎03-6258-5780(いずれも24時間・多言語対応)

医療機関案内専用=☎03-6630-3710(24時間)

FAX03-5388-1396(電話での相談が難しい方)

■症状はないが不安に思う方、その他新型コロナウイルス感染症に関するご相談

世田谷区新型コロナウイルス相談窓口 ☎03-5432-2111 FAX03-5432-3022

(平日午前8時30分～午後5時15分)

東京都新型コロナ・オミクロン株コールセンター(毎日午前9時～午後10時・多言語対応)

☎0570-550-571 FAX03-5388-1396(電話での相談が難しい方)

■療養期間終了後も何らかの症状が残っている方はご相談ください(「コロナの後遺症について」とお申し出ください)。

世田谷区コロナ後遺症相談窓口

☎03-5432-2910(平日午前8時30分～午後5時15分)

※PCR検査等で陽性と診断されてから1～2か月以上経過した方は、東京都が設置する相談窓口もご利用いただけます(下記二次元コード参照)。

新型コロナウイルス感染症に関することについて詳しくはこちら

